

茶臼山公園施設指定管理者運営モニタリング結果（平成30年度）

1 施設の概要

施設名	: 茶臼山公園施設
所在地	: 北設楽郡豊根村坂宇場地内
設置根拠	: 自然公園法、愛知県観光施設条例（昭和57年 供用開始）
設置目的	: 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。また、県内の観光旅行者の利便を図る。
施設概要	: 敷地面積 73,042 m ² 主な施設 キャンプ場（342人収容、管理棟1棟、便所3棟、炊事場3棟） 施設利用期間 7月1日から8月31日まで

2 指定管理概要

指定管理者名	: 一般財団法人休暇村協会
指定期間	: 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況	: 「手ぶらでキャンプバック」などの企画商品の販売を強化（平成28年7月から実施）

3 利用状況

(単位:人)

区分	30年度		29年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
キャンプ場	1,700	1,943	1,700	2,055	-112
計	1,700	1,943	1,700	2,055	-112

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

(単位:千円)

区分	30年度		29年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	720	758	720	774	-16
利用料金収入	280	318	280	334	-16
指定管理料	440	440	440	440	0
その他	0	0	0	0	0
支出	720	758	720	774	-16
収支差	0	0	0	0	0

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	適切な管理運営がなされていた。また、休暇村協会の施設と一体となった利用促進を行い、企画商品の販売等、利用者サービス向上に努めていた。

(2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	関係法令等を遵守し適切に実施されていた。
施設の適正な管理	A	協定書等を遵守し適切に実施されていた。
サービスの維持・向上	A	企画商品（手ぶらでキャンププラン等）の販売など、利用者ニーズを把握した管理運営がなされていた。
運営等の安定性	A	適切に実施されており、問題はなかった。

【評価の基準】

S 県の求める水準を大幅に上回る A+ 県の求める水準を上回る A 県の求める水準（業務仕様書の水準）
B 県の求める水準に対して一部不十分 C 県の求める水準に対して不十分

(3) 今後の対応等

- 企画商品（手ぶらでキャンププラン等）が好評とのことであり、利用者数も伸びているため、引き続き利用者ニーズを把握した利用促進に努めていただきたい。

6 利用者からの反応

- 利用者からは「利用して良かった」と概ねご満足いただいている。
- トイレ・炊事棟が古く薄暗い上、夜間に電気に向かって昆虫がたくさん入ってきている。：【対応】清掃を実施。

7 その他

- 施設の老朽化対策等について、他の県有施設を含めた全体の状況を把握した上で、優先順位を付けて実施していく。
- 営業期間のアルバイトの募集が年々困難となっている。
- ネット環境（Wi-Fi）、AC電源でのスマホ充電の要望等が多い。：休暇村茶臼山高原本館で対応。
- 最近流行の高規格キャンプ場と比べられることが多くなった。

○ 問い合わせ先

環境局環境政策部自然環境課 調整・施設・自然公園グループ
電話：052-954-6227（ダイヤルイン）
ファクシミリ：052-963-3526
メールアドレス：shizen@pref.aichi.lg.jp